第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市においては、急速な少子高齢化の進行とともに、核家族化や高齢者のみの世帯の増加が確実に進んでいます。地域においても、厳しい社会情勢の中、個人の価値観やライフスタイルの多様化、地域や家庭における「つながり」の希薄化等が要因となってさまざまな問題が発生しています。

このような中、高齢者や子ども、障がいのある人等、地域で暮らす人々が、地域の一員として安心して生活していくためには、すべての人が、お互いに思いやりの心を持ち、家庭においても地域においても、助け合い、支え合うことがますます重要となっています。これは、日常生活だけでなく、災害発生時等緊急時の対応においては特に必要となってきます。

本市ではこのため、第 1 次志布志市振興計画において「"志"のあふれるまち」をまちづくりの基本理念に掲げ、"志"の精神により「共生、協働、自立」の社会づくりのために、みんなが知恵を出し合い、助け合うまちづくりを進めています。

本計画では、特定の人が特定の人を支える「一方向の関係」ではなく、互いが互いを支え合う「双方向の関係」を築き、その根幹である絆(結びつき)を強めていくことが、地域社会において最も大切であると考えています。誰もが住み慣れた地域で、みんなが笑顔で安心して暮らすことができるように、人と人との「つながり」を大切にし、市民一人ひとりが思いやりの志を持ち、市民参画による「支え合う」仕組みをつくることをみんなでめざすために、次のような基本理念を掲げます。

<基本理念>

みんな笑がお! 志あふれる 結のまち しぶし

~ともにつながり支え合う 安心して生き生きと暮らせるまちづくり~

※結:「結い」とは、わが国の農村で広く行われていた相互支援(田植え等)の慣習を示す言葉です。地域社会を支える大切な仕組みであることから、本計画では、地域住民が協力しながら地域活動の活性化に取り組む姿をめざしています。

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、社会福祉法第 107 条で掲げられている 3 つの「地域福祉計画に盛り込む事項」を踏まえ、本計画における基本目標として次の 3 本の柱を設定します。

基本目標 1 自分にあった福祉サービスの選択ができるために

市民一人ひとりが、自立した生活が送れるように、自分にあった福祉サービスの選択ができる地域をめざします。そのために、福祉サービスに関する情報提供、相談窓口・相談支援の体制を充実させることで、福祉サービスをわかりやすく、利用しやすい仕組みを整えます。

基本目標2 安心・安全に暮らせる地域づくりのために

誰もが安心・安全に暮らせる地域づくりをめざします。そのために、福祉サービスの適切な利用が推進できる仕組みづくりを進めます。また、地域での見守りや支え合いの推進、災害時に備えた日常の備えや援護活動や援護ネットワークの充実、交通安全と防犯活動の推進等、地域においてさまざまな不安を解消する体制を整えます。

さらには、地域において支援を必要とする生活状態にありながら、適切な支援を受けられない人や孤立している人等への個別支援の充実を図ります。

基本目標3 誰もがふれあえる場をつくるために

誰もがふれあえる場がある地域をめざします。そのために、地域活動の活性化や活動の担い手の育成、ボランティア活動の推進を図り、地域活動に参加しやすい環境づくりを進めます。また、学びの場を充実させることで、福祉に関する理解を図り、地域福祉活動への参加と協力を促す環境を整えます。

3 取り組み体系

基本理念

な笑がお! ともにつながり支え合う 志 あ 安心して生き生きと暮らせるまちづくり~ 結 Ø い)のまち

基本目標

取り組みの柱・内容

基本目標1

自分にあった 福祉サービスの選択が できるために

- わかりやすい情報の発信をしよう
 - (1) 福祉サービスを知る機会づくり
 - (2) 市民の情報交換の場づくり
- 2 気軽に相談できる体制をつくろう
 - (1) 身近な相談支援の充実
 - (2)相談窓口の充実
- 1 福祉サービスの充実を図ろう
 - (1) 福祉サービスの適切な利用の推進
 - (2) 地域での見守り・支え合いの推進

基本目標2

安心・安全に暮らせる 地域づくりのために

- 2 災害に備えた支援活動の充実を図ろう
 - (1)日常の備えの充実
 - (2) 援護活動の推進及び援護ネットワ ークの充実
- 交通安全と防犯活動の推進をしよう
 - (1) 交通安全と防犯活動の推進

基本目標3

誰もがふれあえる場を つくるために

- 交流やつながりを大切にしよう
 - (1) 地域活動の活性化
 - (2) ボランティア活動の推進
- 2 誰でも参加できる学びの場をつくろう
 - (1) 人権教育・福祉教育の推進
 - (2) 福祉問題等を学ぶ機会の充実